

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2022年度の精算用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00096636
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00101053

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話発信機能
① 2022年度の各機能に係る電気通信番号数 (2022年4月～2022年6月各月末計) (台)	243,603	69,571
(a) 下記以外 (台)	133,912	69,571
(b) 特設公衆電話台数 (台)	109,691	0
② 合算番号単価 (2022年4月～2022年6月各月末計) (円)	2	2
①' 2022年度の各機能に係る電気通信番号数 (2022年7月～2022年12月各月末計) (台)	474,974	133,255
(a) 下記以外 (台)	253,652	133,255
(b) 特設公衆電話台数 (台)	221,322	0
②' 合算番号単価 (2022年7月～2022年12月各月末計) (円)	2	2
①'' 2022年度の各機能に係る電気通信番号数 (2023年1月～2023年3月各月末計) (台)	234,868	63,655
(a) 下記以外 (台)	123,758	63,655
(b) 特設公衆電話台数 (台)	111,110	0
②'' 合算番号単価 (2023年1月～2023年3月各月末計) (円)	2	2
③ 各機能における事業法110条に規定する負担金の額 ((a) + (b-2)) (円)	1,617,687	822,165
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a) × ② + ①' (a) × ②' + ①'' (a) × ②'') (円)	1,022,644	532,962
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b) × ② + ①' (b) × ②' + ①'' (b) × ②'') (円)	884,246	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。) (円)	595,043	289,203
④ 2022年度の算定対象需要実績 (千時間)	465	226
⑤ 1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00096636	0.00101053

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値